

事 務 連 絡
平成27年 3月31日

各 都道府県民生主管部（局） 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行準備に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

新制度における特例保育については、平成27年3月3日付事務連絡「離島その他の地域における特例保育の実施地域について」により、今後、告示において支給認定保護者の居住地について定める予定である旨お知らせしたところです。

今般、別添のとおり「内閣総理大臣が定める特例地域型保育給付費の支給に係る離島その他の地域の基準について（平成27年内閣府告示第47号）」が公布されましたので、送付いたします。

また、その対象については、具体的には、現行の「へき地保育事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第30号）において規定している当該事業における施設の設置場所を対象とすることとしていますので、へき地保育事業を実施する管内市町村に対してご周知いただきますようお願いいたします。

参考：へき地保育事業における施設の設置場所

- ① へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。
- ② 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。
- ③ へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。
- ④ 上記①から③までのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

（連絡先）

<総括的な内容に関すること>

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-5253-2111（代表）内線 38345

FAX：03-3581-2521

<具体的な内容に関すること>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（代表）内線 7929・7962

FAX：03-3595-2674